

情報セキュリティサービス審査登録電子登録規定

本規定は、「情報セキュリティサービス基準審査登録規則」（以下、「基準審査登録規則」という）第11条に定める申請について、申請者が、当協会が提供する電子申請システムを用いて審査登録を申請する場合に適用する。

1.（申請者及び申請代行者）

基準審査登録規則第11条に定める審査登録の申請は、情報セキュリティサービス事業の代表者が行うものとする。ただし、あらかじめサービス種別に応じて電子申請の入力を行う申請代行者を届け出た場合には、契約及び申請並びに届出に関する権限が申請代行者に委任されているとみなす。

2.（申請の方法）

基準審査登録規則第11条に定める様式A-4 サービス審査登録申請書の申請は、当協会が提供する電子申請システムによるものとし、指定の手段での提出は申請者が電子申請システムの入力完了をもって行われたとする。

3.（修正、更新、変更の申請）

申請者から、基準審査登録規則第11条の二に定める様式A-5 登録修正審査申請書及び同条の三に定める様式A-6 登録更新審査申請書及び第15条の二に定める様式A-7 サービス登録変更内容届が提出された場合には、当協会はこれらの受領後1ヵ月の間、申請者が電子申請システムで様式A-4のデータの修正又は変更を行えるようにする。

4.（規定の変更）

本規定の変更は、情報セキュリティサービス基準審査登録委員会規程に従って情報セキュリティサービス基準審査登録委員会が行う。変更された場合には、速やかにホームページに掲載すると共に、あらかじめ届けられた申請者の窓口にもメールにより通知する。

附則

1. 本約款は2018年9月12日より施行する。